

農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱いについて

第1 趣旨

農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（以下「本事業」という。）は、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第635号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予第636号農林水産事務次官依命通知。以下「基金交付要綱」という。）の別添2農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（以下「交付要綱別添2の事業」という。）によるほか、この取扱いに定めるところによるものとする。

第2 事業メニューごとの事業実施主体、要件、基本国費率及び事業内容

交付要綱別添2の事業の別表に示す事業実施主体及び基本国費率の欄中の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める事業実施主体及び基本国費率並びに事業メニューごとの要件及び事業内容については、別表の1から3までのとおりとする。なお、別表の2の事業実施主体の欄中の事業実施主体別の基準は次のとおりとする。

1 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち整備する施設等の目的・内容に即した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人とするものとする。

2 農林漁業者等の組織する団体

実施する事業の受益者である農林漁業者3者以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体とするものとする。

なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

3 NPO法人

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第1項の農村滞在型余暇活動又は同法同条第2項の山村・漁村滞在型余暇活動の推進に関する活動項目が定款で定められていること。
- (2) 事業費に見合う適正な経営が確保されていると認められること。

4 計画主体が指定した者

参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）その他農山漁村の活性化に資する者であって、計画主体が東日本大震災からの復旧・復興等を図る観点から真に必要と認めた者であるものとする。

なお、参入法人については、次に掲げる要件を満たす法人とする。

- (1) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (2) 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であること。

第3 実施基準

1 交付対象事業

交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）の実施基準は次のとおりとする。

- (1) 1箇所、1施設等の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。

ただし、やむを得ない事情により特に必要があり、かつ、実施設計書において明確に年度ごとの事業量・事業費の区分を行うことができる場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱別添2の事業第4の1の(2)による効率性等の検討については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）に準じて実施するなど、適正に実施するものとする。
- (3) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による事業のほか、古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産的な建物を保存・活用する場合であって、計画主体が特に必要であると認める場合にあつては、当該施設に係る移転、移築、補修等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合、古品、古材の利用については、次によるものとする。

ア 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同

程度の耐用年数を有するものでなければならないものとする。

イ 古品古材の購入価格は、適正に評価されたものとし、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、交付対象としないものとする。

ウ 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

(4) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

(5) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。

イ 原則として温泉水の活用は認めない。

ただし、当該施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することが妥当と認められる場合にあつてはこの限りではない。なお、計画主体は、温泉水を活用する浴室を含む施設を整備するに当たっては、温泉水活用の必要性、施設の建設及び維持管理コストの比較検討を行い、その判断の根拠となった資料を事前点検シートと併せて公表するものとする。

(6) 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあつても交付の対象としないものとする。

(7) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。ただし、簡易給排水、防災安全施設等利用計画策定になじまない施設等は、この限りでない。

ア 地域間交流の拠点となる施設においては、当該地域の交通条件、入込客数、都市と農山漁村の交流状況の実績及び今後の見込み等

イ 地域間交流の拠点となる施設以外の施設等においては、都道府県及び近隣市町村内の類似施設の賦存状況、利用状況の実績及び今後の見込み等

ウ 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

エ 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

(8) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

(9) 個人施設、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

(10) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

(11) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となつてはならない。

(12) 施設の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。

(13) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

- (14) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。
- (15) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- (16) 別表の1の事業メニュー欄の㉞都市農山漁村総合交流促進施設、㉟木材利活用促進施設、㊱地域資源活用交流促進施設、㊲地域連携販売力強化施設、㊳農林漁業体験施設のうち滞在施設、㊴農山漁村体験施設、㊵教養文化・知識習得施設、㊶地域資源活用起業支援施設の整備については、建築基準法等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。
- (17) 交付要綱別添2の事業第3の1の(2)及び(3)に係る事業にあつては、交付対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ(プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。)、運搬台車であつて低額なもの、フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。)及びチェーンソー(研修のためのものを除く。)は、交付対象としない。
- (18) 別表の1の(3)地域間交流拠点の整備に記載されている事業メニュー(以下「地域間交流拠点」という。)の整備において、宿泊施設の整備については、原則として交付金の交付対象外とする。
- ただし、次のア又はイの場合であつて、体験交流機能に加え、必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備をする場合にあつてはこの限りではない。
- ア 子供の農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設の場合。
- イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であつて、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えている場合。
- また、ア又はイのいずれの場合であっても、次の要件をすべて満たすものとする。
- (ア)一部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年又は学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。
- (イ)施設を新設する場合には、1計画当たりの宿泊室数が原則として10室以内であること。
- (19) 施設別上限事業費及び上限規模について、原則として次の基準を超える部分については交付の対象外とする。
- ただし、施設の統合や再編等による整備を行う場合であつて、必要不可欠と認められる場合はこの限りではない。
- ア 処理加工・集出荷貯蔵施設(別表の1の(1)の処理加工・集出荷貯蔵施設に該当する事業メニュー)については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウ

の上限事業費の基準に準ずるものとする。

イ 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内とし、かつ延べ床面積1,500㎡以内とする。

- (20) 農地に係る情報の活用が特に有効な事業については、事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を検討するものとする。
- (21) 別表の1の事業メニュー欄の③暗渠排水、⑤産地振興追加補完整備及び⑥小規模農林地等保全整備で整備する暗渠排水のうち、市町村、土地改良区、農業協同組合等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称することとし、市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- (22) 別表の1の事業メニュー欄の④地域連携販売力強化施設については、農山漁村において、地域内外又は地域間の相互連携等の促進を図り、生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設で、一年を通して運営され、継続的に雇用と所得を生み出し、6次産業化と女性参画の促進に寄与するものであること。
- (23) 本事業により整備された発電施設により発電された電力を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合は、交付金の交付対象としない。ただし、特定都道府県、特定市町村、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合という。以下同じ。）が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りではない。

2 受益者数

- (1) 交付対象事業の受益者数は、1箇所又は1施設の個々の施設等について、農林漁業者3者以上とするものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、別表の1の要件類別欄に4から8までが掲げられている事業メニューについては、2者以上とするものとする。
- (3) (1)の規定にかかわらず、別表の1の要件類別欄に3が掲げられている事業メニューによる教育ファームの整備等、学校法人及びそれに準ずる者で計画主体が特に認める者が受益者となる場合にあっては、この限りでない。

第4 活性化計画の添付書類等

- 1 交付対象事業別概要及び事前点検シート

(1) 交付要綱別添2の事業第4の1の(1)の規定による交付対象事業別概要は、活性化計画が単なる交付対象事業の実施を目的とするものではなく、地域の創意工夫を活かし、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎として、交付対象事業の実施を契機とした地域の復興及び活性化を目指すことを踏まえ、次に掲げる事項を定めるものとし、第12の1の農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業交付対象事業別概要(参考様式1)により作成するものとする。

ア 交付対象事業の内容

イ その他必要な事項

(2) 交付要綱別添2の事業第4の1の(1)の規定による事前点検シートは、活性化計画の内容及び交付対象事業の適切性について、計画主体自ら点検の上、第12の2の事前点検シート(参考様式2)により作成するものとする。

2 公表

交付要綱別添2の事業第4の1の(3)の計画主体による公表は、特定市町村又は関係特定都道府県での縦覧、インターネットのウェブサイト、広報誌への掲載等により行うものとする。

第5 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書等の作成

ア 事業実施主体は、活性化計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

また、事業実施主体(計画主体である事業実施主体を除く。)は、計画主体に当該実施設計書を提出するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法(代行施行による競争見積等)により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算の計上等にあたって、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金(分(負)担金、夫役、現品、寄付金等)の賦課、徴収等の手続

については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は土地改良区等においては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農林漁業者等の組織する団体等においては、関係者の総会によって議決等して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあつては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(5) 交付対象事業の着手

ア 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業に着手したときは、速やかにその旨を文書等により、計画主体に届け出るものとする。

イ 東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名。以下「制度要綱」という。）第8の4の規定により交付決定前に着手する場合、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事業実施主体に対して事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、計画主体は、事業実施主体が交付決定前に着手した場合には、交付申請書（交付要綱の別記様式第1号をいう。）の記の2の様式Iの備考欄に着工予定年月日、交付決定前着工申請書の日付及び文書番号を記載するものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は次の(2)から(5)までに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとする。

(2) 直営施行

ア 工 事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、別表の1の要件類別欄に4が掲げられている事業メニューにおいて、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

イ 購入

共同利用機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

(ア)事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

(イ)競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合
(イ)の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

なお、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

(ア) 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

(a)事業実施主体が農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

(b)事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づきPFI事業を実施する場合

(c)競争入札に付しても入札者がいないとき、又は落札に至らなかった場合
(c)の場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(イ)地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア)により契約をしようとする

場合には、交付要綱第22の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

(ウ)計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査、引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了し

て事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア)により契約をしようとする場合には、交付要綱第22の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

3 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第6 未しゅん功工事の防止

共同利用機械・施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第7 事業完了に伴う手續

1 しゅん功届け

事業実施主体は、本交付金を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により計画主体に届け出るものとする。

計画主体は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な事態

がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書等（交付要綱第15の実績報告書及び基金交付要綱第20の完了報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書等の必要書類を添付して計画主体に報告するものとする。

なお、計画主体は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

(2) 計画主体である事業実施主体は、実績報告書等に出来高設計書等の必要書類を添付して、交付要綱第15及び基金交付要綱第20の規定に基づいて報告するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第8 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、区分を明確にしておくこと。

2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を行って行うこと。

5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

6 人件費（給料、賃金等）の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経

理課長通知)」に従うこと。

第9 施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、活性化計画の区域内に存する団体等（当該事業メニューに該当する別表の2の要件類別の事業実施主体欄に規定されている事業実施主体に限る。）のうち、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、その団体等に管理させることができる。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取り扱いについて(昭和39年11月19日付け39経第4086号)農林大臣官房経理課長通知)様式第3号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に基づく財産処分（以下単に「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、計画主体の承認を受けなければならない。
- (2) 計画主体が（1）の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣。以下同じ。）の承認を受けなければならない。
- (3) 計画主体である事業実施主体が財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 事業実施後の措置

交付要綱別添2の事業第6の1の低調である場合とは、施設等の利用計画に対する利用実績等が70%未満であるものとする。

5 利用計画の変更

交付要綱別添2の事業第6の1の利用計画の変更は、活性化計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、利用計画の変更の必要性を検討し、計画主体にその旨を届け出るものとする。

6 利用目的の変更

- (1) 計画主体は、交付要綱別添2の事業第6の1の利用計画の変更を検討し、又は計画の変更に沿った施設等の利用等を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断され、かつ、活性化計画策定当初の施設等の利用目的に対応した交付対象範囲の施設等として引き続き有効活用を図ることが確実と認められる場合に限り、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）に対し、施設等の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分の手続を行わせ

ることができる。

- (2) 計画主体である事業実施主体は、自ら施設等の利用目的の変更を検討し、3の財産処分の手続を行うものとする。
- (3) (1) 又は(2)の場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の補助条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

7 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめその旨を文書により、計画主体に届け出るものとする。
- (2) (1) により届出を受けた計画主体又は計画主体である事業実施主体は、当該増築等の必要性を検討するものとする。

8 災害等の報告

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧する工事をいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を計画主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、計画主体は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする

- (2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた計画主体又は事業実施主体である計画主体は、速やかに当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局（北海道にあつては農林水産省農村振興局）又は各復興局へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に地方農政局長に(1)の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。
- (3) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、第12の3災害報告書（参考様式3）により、計画主体に報告するものとする。

計画主体は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長に報告するものとする。

なお、計画主体が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

第10 事業実施主体が行う関係書類の整備

交付要綱の第21の関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1 予算決算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 工事材料検収簿、同受払簿
- (2) 賃金台帳、労務者出面簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 入札てん末書類
- (2) 請負契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書等

活性化計画、交付対象事業別概要及び事前点検シート、交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規定又は利用規定
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

- (1) 土地基盤の整備

ア 別表の1の事業メニュー欄の①から⑪その他これらに類する農地等の整

備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 工事費関係</p> <p>(a) 工事費</p> <p>(b) 測量設計費</p> <p>(c) 機械器具費</p> <p>(d) 営繕費</p> <p>(e) 用地費及び補償費</p> <p>(f) 全体実施設計費</p> <p>(g) 換地費</p> <p>(h) 工事雑費</p> <p>2 交換分合事業費</p>	<p>支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。</p> <p>工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費</p> <p>工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）</p> <p>工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費</p> <p>別表の1の要件類別欄に、4、5、8（別表の3の要件類別8の要件等欄の1の表の⑭農用地等集団化の(5)交換分合附帯農道等整備及び⑮土地利用調整の(2)交換分合附帯農道等整備に限る。）、10（別表の3の要件類別10の要件等欄の1の表の(9)生産環境整備、(10)生産技術高度化施設、(11)農作物被害防止施設及び(12)附帯整備を除く。）、11及び13が掲げられている事業メニュー、別表の1の事業メニュー欄の⑩農業集落道、⑪連絡農道及び⑫小規模農林地等保全整備に要するものに限る。</p> <p>別表の1の要件類別欄に26が掲げられている事業メニューは補償費に限るものとする。</p> <p>補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合に限る。</p> <p>なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。</p> <p>土地改良法第2条第2項第2号に規定する区画整理及び同法同条同項第3号に規定する農用地の造成に要するものに限る。</p> <p>（6）のイによるものとする。</p> <p>土地改良法第2条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2に規定する交換分合に要するものに限る。</p>
---	---

イ 別表の1の事業メニュー欄の④農林漁業体験施設のうち林業体験林、山菜園、きのこ園その他これらに類する林地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 造林費</p> <p>(a) 新植費</p> <p>(b) 改良費</p> <p>(c) 補植費</p> <p>(d) 保育費</p> <p>2 事業雑費</p>	<p>地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等</p> <p>(なら、くぬぎ等)</p> <p>地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等</p> <p>(竹)</p> <p>不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等</p> <p>苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等</p> <p>下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等</p> <p>(6) のイによるものとする。</p>
--	--

(2) 共同利用機械器具

別表の1の事業メニュー欄の⑩高生産性農業用機械施設、⑪農林業基盤整備用機械及び⑫林業機械施設その他共同利用機械器具の購入に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 機械器具費</p> <p>(a) 本機購入費</p> <p>(b) 付属機械器具購入費</p> <p>2 工事雑費</p>	<p>機械器具は、汎用性がないものに限る。</p> <p>本機及び付属機械器具の運送料、定置式機械の据付料(車輛購入費にあつては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。)</p> <p>ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を除くものとする。</p>
--	--

(3) 建築工事及び製造請負工事

前記(1)及び(2)以外の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	(6) のイによるものとする。

(4) 新規需要米生産製造連携支援

実施要領別表の1の事業メニュー欄の㊸新規需要米生産製造連携支援の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

1 報酬	委員手当
2 賃金	日々雇用者賃金、技術補助員等
3 報償費	謝金
4 旅費	普通旅費、特別旅費(委員等旅費、研修旅費、日額旅費)
5 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費(茶菓子賄料等)、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、食糧費の用途通知に基づくものとする。
6 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
7 委託料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
8 使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
9 物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品や事業用備品等購入費(原則として、耐用年数期間が、交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。)
10 給料、職員手当等	事業の実施に直接従事する職員の給料、職員手当等(退職手当を除く。)
11 共済費	給料が支弁される者に係る共済組合負担金、保険料
12 調査試験費	調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

(5) 附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に(6)のウに定める交付対象事業別の附帯事務費の率を乗じて得た額以内とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、(6)のアによるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(6) 附帯事務費及び工事雑費の取扱い

ア 附帯事務費は、交付対象事業施行のため必要な経費であって、次に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。

費目	科目		説明
	節	区分	
人件費	給料 職員手当等	一般職給 扶養手当 調整手当 初任給調整手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 特勤勤務手当 時間外勤務手当 宿日直手当 夜間勤務手当 休日勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 児童手当	交付対象事業に直接従事する定数職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。ただし、交付対象事業のみを実施する臨時機関の管理又は監督の地位にある職員については、この限りでない。)に対する給料、職員手当等(退職手当を除く。)並びに交付対象事業を行う者が負担する共済費(本費目から給料が支弁される者に係るものに限る。)とする。
		共済費	共済組合負担金
報償費	謝金		交付対象事業の指導・推進会議等の委員等に対する謝金とする。
旅費	旅費		交付対象事業施行のため直接必要な旅費で次の用務に該当するものとする。
		普通旅費	設計審査、工法協議、用地交渉、検査等のため必要な旅費とする。
		日額旅費	官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、用地交渉、測量、調査又は検査のための管内出張旅費とする。

庁 費	委員等旅費	交付対象事業の指導・推進会議等の委員等に対する旅費とする。	
	賃 金	交付対象事業施行のため直接必要な本庁の庁費（賃金、共済費、需用費（修繕料については備品購入費による備品に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに公課費とする。	
	共 済 費	社会保険料 本費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。	
	需 用 費	消 耗 品 費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品に係る費用とする。
		燃 料 費	自動車等の燃料費とする。
		食 糧 費	用地買収及び補償交渉、換地処分、営農計画との調整等事業施行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。
		印 刷 製 本 費	図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。
	役 務 費	修 繕 料	庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。
		通 信 運 搬 費	郵便料、電信電話料、運搬費等とする。
		手 数 料	土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。
	筆 耕 翻 訳 料	設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。	

		自動車損害 保 險 料	自動車損害賠償責任保険の保険料とする。
	委 託 料		測量、設計、登記事務等の委託料とする。
	使用料及び 賃 借 料		自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料並びに有料道路通行料とする。
	備品購入費	庁用器具費	庁用器具類の購入費とする。
		機 械 器 具 費	自動車（乗用車を除く。）等の購入費とする。
	公 課 費	自動車重量税	交付対象事業で取得した自動車に係る自動車重量税に限るものとする。

イ 工事雑費は、事業実施主体等が交付対象事業施行のため直接必要とする経費であって、次に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
工 事 雑 費			交付対象事業施行のため現場事務所等において直接必要な庁費（報酬、賃金、共済費、旅費、報償費、需用費（修繕料については備品購入費による備品に限る。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費、負担金並びに系統施行管理料とする。
	報 酬		用地買収、土地物件等の評価及び登記の事務を処理するための報酬とする。
	賃 金		日々雇用される事務補助員、技術補助員等（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員）に対する賃金とする。

共 済 費	社 会 保 険 料	本費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。
旅 費		交付対象事業実施のための打合せ等に必要の旅費とする。
報 償 費	謝 金	用地買収及び補償における立会人、調査、試験、研究等を委嘱された者又は協力者等に対する謝金とする。
需 用 費	消 耗 品 費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品費とする。
	燃 料 費	庁用燃料及び自動車等の燃料費とする。
	食 糧 費	説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。
	印 刷 製 本 費	図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。
	光 熱 水 料	電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料とする。
	修 繕 料	庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。
役 務 費	通 信 運 搬 費	郵便料、電信電話料、運搬費並びに乗船及び乗車の回数券等とする。
	公 告 料	用地買収交渉、補償交渉等事業遂行上特に必要と認められる場合の公告料とする。
	手 数 料	土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。
	筆 耕 翻 訳 料	設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。
	自 動 車 損 害	自動車損害賠償責任保険の保険料とす

	保 險 料	る。
	雑 役 務 費	その他交付対象事業の実施に必要な役務費
委 託 料		測量、設計、登記事務等の委託料とする。
使用料及び 賃 借 料		自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料並びに有料道路通行料とする。
備品購入費	庁 用 器 具 費	庁用器具類及び標識（当該事業に必要なものに限る。）の購入費とする。
	機 械 器 具 費	測量、試験、研究、実験調査用の機械器具類及び自動車（乗用車を除く。）等並びに工事監督用の舟艇の購入費とする。
負 担 金		電気、水道、ガス等の施設の新設、増設等の負担金及びその他の負担金（当該事業に必要なものに限る。）とする。
公 課 費	自 動 車 重 量 税	交付対象事業で取得した自動車に係る自動車重量税に限るものとする。
代行施行 管 理 料		代行施行における農業協同組合連合会、設計事務所等の事業施行管理料とする。

ウ 附帯事務费率及び工事雑费率については、次のとおりとする。

附 帯 事 務 費 の 率			工 事 雑 費 の 率
事業実施主体	都 道 府 県	市 町 村 等	3. 5%以内
附帯事務費の率	1. 7%以内	2. 1%以内	
うち都道府県附帯事務費	1.7%以内	1.7%以内	
うち市町村等附帯事務費	—	2.1%以内 - 1.7%以内	

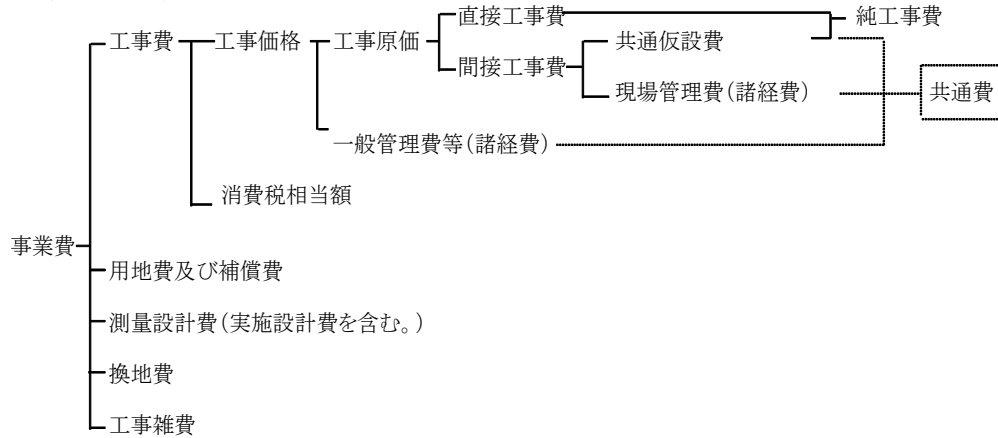
2 交付対象事業費の構成

1の(1)から(3)の交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 土地基盤の整備

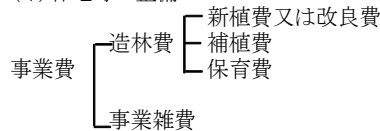
ア 請負施行の場合

(ア) 農地等の整備

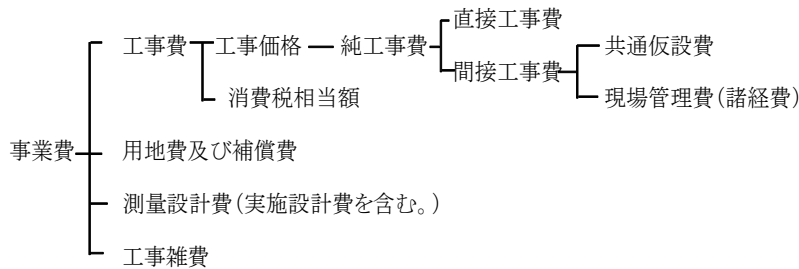


注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

(イ) 林地等の整備

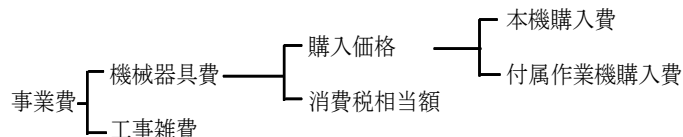


イ 直営施行の場合



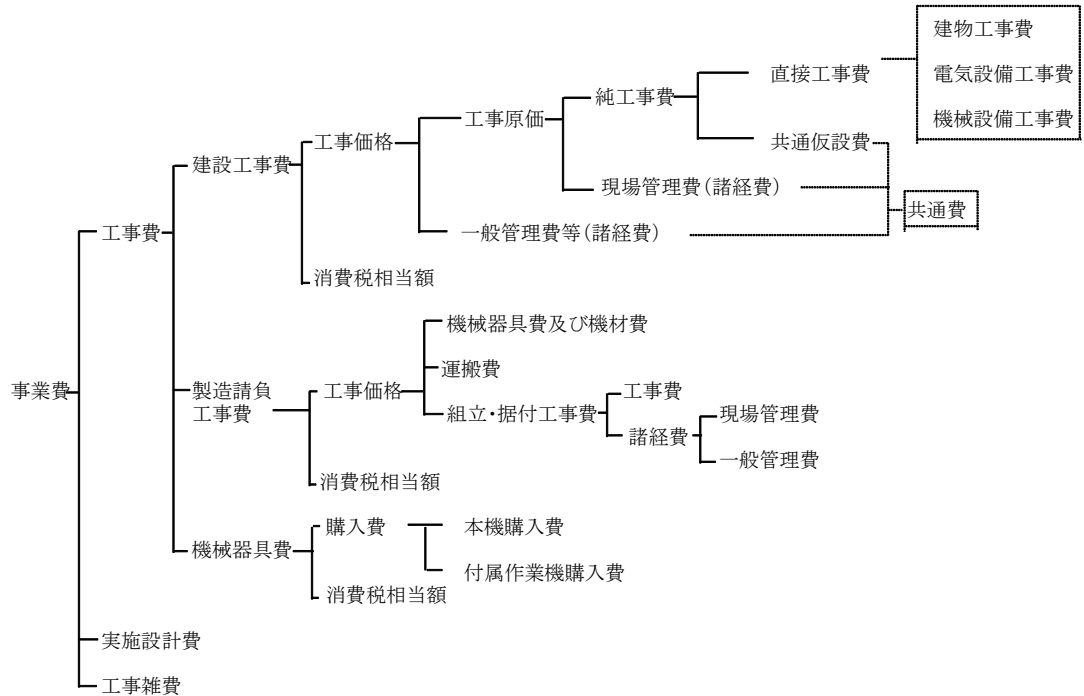
注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

(2) 共同利用機械器具



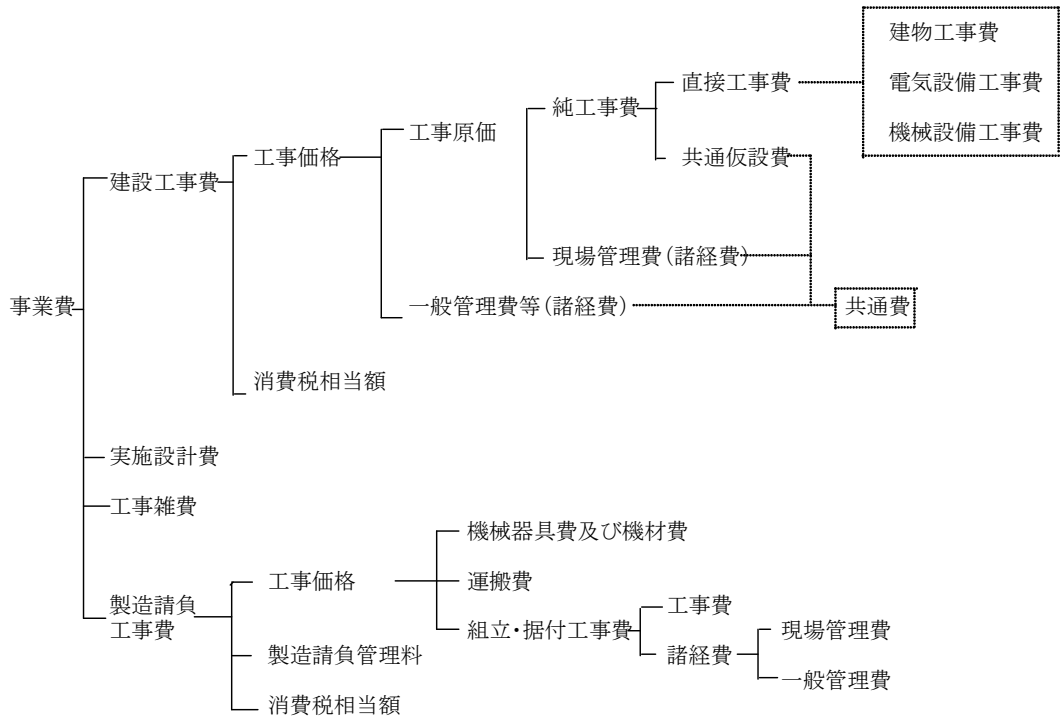
(3) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



注)この表は、「営繕工事積算基準」、「営繕工事共通費積算基準」、「営繕工事共通費積算基準の運用」の制定について(平成13年9月3日付け13経第663号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、（1）土地基盤の整備にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

（1）土地基盤の整備

ア 土地基盤の整備の積算

原則として土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事標準積算基準（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）及び草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業に準じて積算するものとする。

イ 林道・作業道等の積算

別表の1の事業メニュー欄の⑯林道・作業道その他これに類する工事は、森林整備事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械等賃貸積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第135号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第136号農林水産省林野庁長官通知）及び森林整備事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号農林水産省林野庁長官通知）に準じて積算するものとする。

なお、上記通知で規定する指導監督費は、第11の1の（5）のアの附帯事務費の額に含むものとする。

ウ 支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、（3）に定めるところによるものとする。

エ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な委託費又は請負費とする。

オ 用地費及び補償費

（ア）用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

（イ）土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積

算は土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）に準じて行うものとする。

(2) 共同利用機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、附属作業機購入費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

また、機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上で、機種等を選定して行うことができるものとする。

(3) 建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア)積算の方法

- ① 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費及び共通費に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費は、本機購入費及び附属作業機購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上で、機種等を選定して行うことができるものとする。

- ② 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ)支給品費

- ① 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

- ② 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

③ 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ)古品古材

① 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附带施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。

② 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ)共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ)諸経費

- ① 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする次の表1に掲げる現場管理費及び次の表2に掲げる一般管理費とする。
- ② 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。
- ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

表1 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 与 手 当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 賦 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額

雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用
----	--

表2 一般管理費

区 分	内 容
役員報酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ)消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するも

のとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、1の（6）のイによるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としない。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合の一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が計画主体と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）各設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即して適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第 1 2 計画書等の様式

次に掲げる計画書等の様式は、次のとおりとする。

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業交付対象事業別概要（参考様式 1）
- 2 事前点検シート（参考様式 2）
- 3 災害報告書（参考様式 3）

附 則

この通知は、平成24年 1 月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年 5 月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年 4 月 9 日から施行する。